

8月5日（火）13時30分～16時

農林水産省第2特別会議室

第5回「有機JAS規格の格付方法に関する検討会」議事概要

<議題1について>

資料3について事務局より説明。

水野委員：論点（4）1について、「有機の背景や原則について理解を持って検査」という表現に変えていただきたい。

久保田委員：有機農業を推進するという観点や理念を、論点に盛り込んでほしい。

志藤委員：有機JAS規格を含む有機農業の推進や、国内生産の拡大をどうやっていくか、検討事項にはないが、何らかの形で取りまとめに盛り込んで欲しい。

座長：取りまとめの一番最初に、制度運用にあたってはこういう理念を大事にする、という記述を盛り込んでどうか。

熊澤委員：登録認定機関の業務において、有機農業の推進運動と有機JAS規格の認定は区別する、ということを論点に入れて欲しい。

久保田委員：IFOAM（国際有機農業運動連盟）は広い意味での運動として行われてきた。有機表示の信頼度を高める中、コーデックスに関してはIFORMがかなり働きかけをして出来た経緯がある。認定としてやるべき事は標準化し、「登録認定機関の業務運営の標準を作るために（以下マニュアルという）」を参考にして各登録認定機関が工夫、努力する、ということは検討会と言うべきだが、別という言葉は誤解を受ける。

加藤委員：資料4について説明。

熊澤委員：消費者がどこの登録認定機関が認定したかを見て選べるようになることが、今後のあるべき方向。マニュアルにある内容は守っているのが当然。この程度も守られていないことに驚いた。ガイド65による運用が出来ていないということがわかったので、当然改善されるべきであり、強くこのマニュアルを活用することを推奨しなくてはいけない。有機農産物の基準は生産方法の基準であるため、農薬などの残留が一切ないことまで求めるのは無理があるということについて、有機JAS規格を厳密に守っていても、使用禁止資材の残留にすべて不検出を求める現在の法制度を守ることが非常に難しいことは理解できる。しかしながら、一定の許容値を決めることには、現状では反対する。残留農薬の許容値は、おそらく消費者を納得させるだけの低レベルのものにはならず、また、許容値を決めてしまうことで、有機JAS規格を厳密に守ろうという努力を怠らせる結果となるのではと懸念している。日本では先祖代々からの土地で農業を続けている農家が多いため、ダイオキシンレベルや、重金属レベルが高くても、周辺農家からのドリフトがあっても、しかたがないから一定の策をとって有機農業をすればよいと考える傾向にある。しかし、北米では有機農家は自ら有機農業が可能な汚染のない土地を探し求めて始める人が多い。ダイオキシンレベルや重金属レベルが高い土地や、周辺農家

からのドリフトの可能性のある土地では有機農業は行わないという判断をしており、これが本来の有機農業のあり方なのでは。日本でも新規参入で有機農業を始める人は、できるだけ汚染されていない土地を選ぶだろう。しかし、その際にもし許容値が設定されていれば、それをクリアしていれば良いという発想になりかねない。また、使用禁止資材の残留が認められた場合、その残留が、有機 JAS 規格違反に起因するものであったとしても、許容値以下であれば OK という解釈がされてしまう可能性が高いことも問題。したがって、許容値の設定には反対する。また、資料 4 の 6 ページ、採択留保については採択していただきたい。15 ページの認定事業者の公表方法については賛成。違反事件等の公表は、消費者保護の観点から迅速に、正確にわかりやすく行われるべき。有機食品を消費する消費者は、食物アレルギー、化学物質過敏症等を抱えている場合もあり、食品表示の不備等は最悪の場合死に至る。原因がどこにあるかを見極めるのを待つからでは、遅いケースもある。また、違反した業者のものを避けたいというのは、消費者の当然の心理であり、このような情報は知る必要がある。事業者保護ではなく、消費者保護を優先し、きちんと情報公開するべき。また、事業者だけでなく、登録認定機関が事故を起こした場合は、こういう違反をし、こういう指摘受け、こういう改善をしていく、ということをきちんと公表するというのをマニュアルに付け加えていただきたい。そうすることで、消費者がどのような登録認定機関から認定を受けたものか選べる、事業者も自分がどこから認定を受けたほうがいいのか選べる。登録認定機関も適切な認定をしているところだけが生き残っていく。それが可能になるように、FAMIC は登録認定機関の違反を適切に検査し、情報をわかりやすく公表することが必要。一番強調したのは、マニュアルを全登録認定機関が守ることを推奨したいということ。

安井委員：資材メーカー等による資材の表示方法のルール化について、実態として有機 JAS 適合と標榜する資材がかなり出回っており、有機 JAS 適合植物活力剤、JAS 規格適合培土など、事業者、申請者、指導員もメーカーの表示に振り回されている。検討会として表示のルール化を検討いただくような提案を報告書に入れていただきたい。有機 JAS 制度に対する消費者意識が高まってくると不適正表示への抑止力が働いてくる。取りまとめの方向性の中に国・地方自治体・関係機関等による有機 JAS 制度の普及啓発を促進すべきという文言を入れてもらえればよい。認定事業者の格付け手続きの不適正の抑止の方法については、信頼性を落とさないで、簡素化できるような工夫が出来る部分があるのではないかと思う。

具体的には次のようなこと。①個人経営農家で生産行程管理責任者と格付け責任者が同一人である場合の格付けの検査方法のあり方。多品目を輪作・混作で生産するほ場がたくさんある場合のほ場ごと、作物ごとの生産行程管理記録の内容のあり方。③生産行程管理記録の内容の見直し。④生産者と消費者が直接産消提携を行っている場合の有機表示について。

また、登録認定機関が自らの認定業務規定を遵守するための方法については、ことさ

らに検査員や認定者の知識を高めなければならない方向ではなく、一定の知識があれば誰もが認定を受けられるような制度の仕組みを提言すべきであると思う。講習会の充実と意識改革だけに頼るのでは限界があるため、FAMIC の監査結果のフィードバック方法の工夫や、罰則の運用方法の工夫が必要である。マニュアルを作るのではなく、制度として担保できる方向性が欲しい。農林水産省全体として方向性の内容を入れていただきたい。JAS 制度が有機農産物への信頼性の向上に結びつくよう努力していただくことに合わせ、農林水産省全体として、有機農業推進法を始めとする諸施策により、有機農業の振興に努めて頂くよう要望するべきであると思われる。取りまとめの前段の部分にそういった内容を入れて頂きたい。

マニュアルを全登録認定機関において活用することを推奨することについて、例えば資料4の5ページ、やむをえない場合について、生物の機能の活用、たい肥の施用などにより、地力の維持増進が図られていることを確認することについて、確認が出来なければ認定できないということであれば疑問。危機的な状況の客観的根拠となると、経営者の主観的な判断が実態なので、認定の現場ではどう確認するんだろうという事から始まって、その人の判断根拠が良かったのか悪かったのかも登録認定機関が見ることになるのか。6ページ、資材の製造販売業者への基準の周知について、業務として標準化されなければならないのか。行き過ぎでは。7ページの講習会の修了の認定について、講習会、試験、レポートをやって一定の基準に達せず修了が認められなかった受講者は、有機の申請を受け付けないという判断をしてしまっているのか。11ページ、関連法規制の遵守の確認について、ビニールマルチを申請は場と関係ない空き地で焼くと、廃棄物処理法違反にはなるが、関連法規で認定できないとするのはどうか。

検討会として、全登録認定機関に対して活用を推奨するのであれば、マニュアルの中身を一つずつ検討会で精査し、合意が図れた項目のみを推奨するようにしていただきたい。項目の精査が無理であるなら、表現を、「日本有機食品認定連絡協議会において作成されたマニュアルの例のように、全ての登録認定機関において審査水準の標準化を図ることを求める。」としてはどうか。現状の表現で右から左に検討会が推奨するのは行き過ぎである。

ところで、有機農産物に関する統計について、重量ベースでの比較、登録認定機関の認定を受けているが格付けを行っていない有機農産物の流通量、登録認定機関の認定を受けていない有機農産物の流通量、報告のあり方を検討したい。認定事業者の過度な負担の軽減措置について、認定の技術的基準、有機農産物の格付けの検査方法は、外国ではどういう形で行われているのか。世界標準と比べて JAS 特有の制度があるなら外国並みに緩めていくという必要性も考える必要がある。

加藤委員：マニュアルについては、あくまでも審査していく手順として提案している。やむを得ない部分の評価基準については、別表の資材を使う際に、基本的な審査の手順として、原則がどのように行われているかということを確認しながら審査し、その結果に

基づき認定の技術的基準に適合しているか確認するという手順を誤解なきようにご理解いただき、推奨いただければ。登録認定機関に認定事業者が技術的基準を適正に実施するために取り組みやすい方法を工夫するよう要望する。注意する点は、個々の登録認定機関に、個別にやりなさいと言われるとコンサルタントにあたるので、研究会のような場がもうけられ、具体的に検討されていくということになるとありがたい。内部規定、格付け規程については、記録、特に多品種少量生産は大変。手順を定めたものの集合体、記録で言えば、少品種の多生産の場合、米など形式化できる、作付け図面に記録をまとめるなど、事業者が具体例を提示していける研究の場が作られればいい。資格改正について、JAS 協会の資格基準はベースを定めている。プラス α の基準は国が一律に個別の審査基準を作るのは不可能、そういうことがやれる登録認定機関を育成することが国の仕事。見習い制度も、登録認定機関が基本的な仕組みをもつ。

久保田委員：マニュアルは、登録認定機関が業務運営の標準化をはかるため、別添提案書を一例として活用することを推奨する、と位置づけを明確にした方がいい。内容について検討するヒマはない。

戎谷委員：認定のバラツキを詰めていって欲しい。マニュアルについて、手順についてこれから改善すべき点、検討すべき点が網羅されているという意味では、スタンダードに近い。これを全登録認定機関において標準化し、活用してもらいたい。私はマニュアルに網羅されている項目を全登録認定機関で議論し、標準化していただきたい。最初の問題意識は、制度が出来たことによって、やる気のある人がちょっとした認識の違い、違反で、事故、違反としてあげられる背景には生産者の悲鳴のようなものと資材の判定についてどうしようもないいらだち、ストレスがあったと思うので、登録認定機関の責任において、これでやりきれないなら、これをたたき台にしてつめてもらいたい。

水野委員：検討会で決めるのは難しいと思うが、資材評価については、全ての登録認定機関が納得する形で標準化してもらいたい。認定事業者に取り組みやすい方法の研究会を設けると同時に、標準化のための研究会も検討してもらいたい。また、登録認定機関が最初に登録される際には、書類審査だけではなく、本当に能力があるかどうかの評価を農林水産省、FAMIC でしていただきたい。そこが徹底していれば、登録認定機関の判断に任せてもいい。

座長：登録認定機関制度は、食品表示の認証の一環として、規制緩和、民間開放が基本的な考え方にあり、使用できる資材についても各登録認定機関が判断下さいということで、これが一番順当な方法。工夫という言葉がコンサルタントにふれるようであれば、検討、個々研究等、認定機関がコンサルをやらないようなイメージの言葉を事務局に考えてもらう。

志藤委員：違反の中で、認定事業者の理解不足が一番多かったということは認定事業者の一人として残念で悔しいが、事実なら、これを是正して JAS がきちんと消費者に評価をしていただいて、消費増につながり、生産者の張り合いにつながっていくという方向

性で考えなくてはいけないと思う。登録認定機関の間で、考え方、資材の判断に差があると自ら出されたので、そこを中心に是正するという方向性を確認して進んで欲しい。それぞれの立場で生産を拡大、消費者の理解を広めるため、これをたたき台に、一つの方向性として認定機関の間で検討をお願いしたい。

今村委員：ここ数年でどういう経営判断をしているかというところ、このままだと有機 JAS をやるかどうか悩んでいるところがある。なかなか販売に結びついていかない、評価されない。検討会で生産者として将来性がもてるかどうか、消費者の信頼は当然だが、生産者が信頼できるものと考えてもらいたい。

座長：兵庫県でもここ数年で 100 人くらいやめている。そのくらい有機で頑張るのは大変。

岩井委員：年間 10～20 件しか審査をしていないような認定機関は、それで食べていかなければならないので審査が甘くなる。沢山の審査をやっていないと、レベルもモチベーションも上がらない。70 機関もあつていいのか、ということも検討してもらいたい。J-GAP はチェックリストがあるが、有機も認定機関がチェックリストの統一化を図っていくと、標準化も図れ、最終的に生産者にあまり打撃のない規格になるのでは。

金子委員：有機農業の生産拡大をととても望んでいる。マニュアルをたたき台として検討してもらいたいが、やむを得ない場合等、登録認定機関の自由度は政府がルールを決めるにしてはありすぎるのではないか。厳格な制度を担保しなければ意味がない、という意見は、生産を拡大するということに相反していると違和感を感じていたが、最終的には、ハードルを下げるのはいいが、やむを得ない場合など、どうしてこうなったか考えてみようというのは関係ない。マニュアル 2 ページ目 2. 1 ①の事業者理解不足、行程管理の未熟さに起因する事故理解不足と③故意の違反は同じ。制度はきちんとやらなくてはいいが、有機農業は育成しなくてはいけないということで、事故に対してこれは悪質か悪質でないかというのは結果責任。有機 JAS 適合資材について、これに対して政府が何のコントロールもしていないことについて、勝手に有機 JAS 適合資材と表示するのはアンフェア。そういう資材もやむを得ない場合は使える。消費者は口の中に何が入るかが問題であり、土壌改良資材でも害虫駆除でも関係ない。最後に口に入る可能性があるかどうか。全員が努力すれば有機栽培ができるというより、その土地でできなければ仕方ないと割り切ってしまう方がいい。そのままだと廃れてしまうので、それに見合っただけの支援を農林水産省をお願いしたい。お願いしたいのは、一つはコンサルティング、相談窓口。もう一つはデータベースの話、格付けの表示について、海外は作付面積に対して格付けしている。海外のものははっきりしないので、どのくらいのマーケットのサイズかと聞かれて苦労する。ルールは厳格で解釈の余地がないものにしていただけるよう来年以降検討していただきたい。

小林委員：有機の制度がはじまってからの経験の集大成としてのマニュアルは評価をさせていただく。目指すべき方向性として、是非これをベースにしてさらに議論を深めてもらいたい。FAMIC が行う立会調査は、定期的に監査をする中の一つのステップとして

きちっと認定の技術的基準に基づいてやっているかという観点からやっているが、立会調査項目の追加、頻度等について、この検討会で方向付けがされれば、農水省と相談しながら対応を考えていきたい。また、なれ合いと見られるような実地調査をやっていないかということ等も見していきたい。

熊澤委員：取りまとめの意見について、次の３点を追加することを要望する。１、登録認定機関はコーデックスガイドラインの本文を有機農産物の日本農林規格第２条と整合性があるよう確認する。２、有機農業の推進運動と有機 JAS 規格の認定を区別する。３、有機農業および有機食品生産は環境保全の一手法であることを、登録認定機関、認定事業者、検査員、消費者に理解を求める。

志藤委員：現在行われている土地で有機農業が不可能であれば、汚染されていない土地を求めて有機農業をやるべきと言われたが、それだと環境保全の一環と一緒ににはならないと思う。農業者の立場としては、土地を選んでやるというのは、日本の実情でいうと、最終的には見つからず、外国で作られた有機を食べればいいではないかという結論に行くと思う。現実的には自分たちが住んでいる土地の中で、いかに有機を作るかということだと思う。

熊澤委員：私が言っているのは、有機認定はあくまで有機認定であって、クリアしないものは、環境保全型農業など違うところで評価していくことが必要。環境保全型農業の方向に行くことは非常に強く支持するが、全てを有機認定としないほうが、かえって有機農業を推進できると考えている。

久保田委員：その他、他の部署に対しても要望してもらいたい、資材、特定農薬がわかりにくい。特定農薬を農薬取締法から外して、有機 JAS における別表に組換えることが必要。

座長：前段として、有機の世界の大切さ、コーデックスガイドラインを尊重すべきという文言について整理をお願いしたい。標準化のマニュアルの推奨という文言は検討したいが、趣旨としては、各協議会で十分論議してもらうことを尊重したい。

事務局：信頼ある制度と有機の推進が相反するものではないというスタンスで取りまとめたい。ガイド６５の考え方について、これを守っていけば、それぞれの登録認定機関がレベルアップしていく。そういうスタンスで監査を受けてもらいたい。マニュアルの推奨という言葉について、中身についてもガイド６５が非常に良く盛り込まれているという判断をしてこの言葉を使ったが、適切な表現を再度考えてみたい。認定事業者について、JAS 法の精神は、認定事業者自身がそういう判断をできる人がいるというのが基本的なスタンス。だが、資材の表示についても複雑な部分があるので、いろいろ検討していかなければいけないというのは事実。格付け制度について、日本と海外の認定事業者との一番大きな違いは、海外では慣行栽培と有機栽培を並列でやることを認めていないところが多いということ。海外での格付けについては FAMIC も外国にいて監査しているので徹底している。多品目の記録については大変困難と聞いているが、とりやす

い記録についてアドバイスがあればありがたい。コーデックスについては、和訳作業を進めつつある。規格の話は JAS 規格調査会の中で話すが、やむを得ない判断は大変難しい。コーデックスでもそういう表現をされている。有機をする農家の方々は環境保全を考えて、一生懸命やって、どうしてもダメな場合は資材を使うと聞いた。精神的にはそういうことを含めて規格になっていると理解していただければありがたい。